

東京電力株式会社
取締役会長

下河邊 和彦 様

代表執行役社長

廣瀬 直己 様

申 入 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫

1 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策について

福島第一原子力発電所事故における原子力災害は、物流や医療の停滞などをもたらし、その結果、被災された多くの市民に対する支援や、水道をはじめとする各種インフラの復旧に大きな影響を与えることとなり、現在に至るまで、多くの市民が不安を抱えながらの生活を余儀なくされ、自主的に市外に避難し、家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が生じている例も少なくありません。

市民生活面ばかりでなく、農林水産業のほか、製造業や商業、観光産業等のあらゆる分野において風評被害が発生するなど産業面においても、極めて深刻な影響が、今もなお継続しております。

本市に甚大な被害をもたらし、原子力発電の安全性に係る信頼を著しく失墜した事故について、東京電力(株)及び国の責任において、早期収束を強く求めるとともに、次の項目について、強く申し入れます。

(1) 「中長期ロードマップ」の前倒し及び万全な体制での取り組み

福島第一原子力発電所1～4号機については、「中長期ロードマップ」を前倒しし、廃炉に向け、歩みを加速するよう強く申し入れます。

とりわけ4号機については、原子炉建屋の復旧作業等を施しているものの、燃料プールに大量の燃料棒が収納されていることから、早急に、燃料プールから燃料棒を取り出し別の場所に保管するなどの措置を講じるよう申し入れます。

なお、これら取り組みにあたっては、十分な体制の下で確実な安全対策を講じるよう申し入れます。

(2) 福島第一原子力発電所5・6号機の廃炉方針の決定

福島第一原子力発電所5・6号機についても、「総合特別事業計画」(以下「計画」)の中では言及されておりませんが、1～4号機同様、早急に廃炉の方針を決定することを、強く申し入れます。

(3) 福島第二原子力発電所の当面の確実な安全対策

同じく「計画」の中で言及されていない福島第二原子力発電所についても、福島第一原子力発電所事故の収束が不透明な中、その再開については、当然、ありえないものと考えておりますが、多くの市民が不安の中での生活を余儀なくされている中、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し、区域外に保管するなど、確実な安全対策を講じるよう、強く申し入れます。

(4) 様々な事象を想定した確実な安全対策

先の2号機の温度計の不具合や漏水による汚染水の海への流出などの事象の発生により、未だ収束が見えない状況に、市民の不安は増すばかりであり、さらに、それらの事象に係る情報不足が、その不安を増大させています。

このため、本市との迅速かつ正確な情報伝達体制を早期に確立するとともに、異常をいち早く検知できる計測機器類の設置や検知した場合の的確な応急対策など、様々な事象を想定しながら、確実な安全対策を講じるよう強く申し入れます。

2 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の締結について

福島第一原子力発電所事故については現在もなお不安定な状況が続いております。

本市では福島第一原子力発電所事故当時、東京電力㈱や国から十分な情報提供がなされなかつたことを踏まえ、今後の不測の事態を防止するためにも、立地町はもとより、隣接する本市も積極的に関わりを持ちながら、迅速かつ正確な情報の提供のもとで安全対策を進める必要があります。

のことから、本市と東京電力㈱における通報連絡体制の構築はもとより、市民の求める安全・安心により確実に応えていくため、本市と東京電力㈱との原子力安全協定の締結について、強く申し入れます。

3 福島第一原子力発電所災害に関する適正な補償の実施について

事故発生後、物流や医療の提供が滞るといった疲弊した状況の中で、本市の市民や事業者は、生活の再建や事業の再開を余儀なくされ、現在においても、事故が収束しない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や風評被害・間接被害等に伴う営業損害などは計り知れないものがあります。

一方で、放射線への不安などから、自主的に市外に避難し、心ならずも家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が少なくありません。

このような、被害者である全ての市民や事業者を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、本市にとって切実な課題である次の3項目と併せて、責任をもって対応されますよう強く申し入れます。

(1) 自主避難賠償の早期決定

本市は「自主的避難対象区域」とされ、市民が幅広く損害賠償の対象とされたことについては、一定の評価ができるものの、妊婦と18歳以下の子どもに係る本年1月以降の損害賠償については、東京電力(株)の賠償内容が未だ決定されていない状況にあることから、早期に明らかにするよう、強く申し入れます。

(2) 本市30km圏内と「旧緊急時避難準備区域」における賠償の公平性

「旧緊急時避難準備区域」の住民に対する精神的賠償については、早期に帰還した方と、現在においても避難されている方を一律に賠償するなどの見直しがなされました。

のことから、本市の福島第一原子力発電所から30km圏内の住民も、当然、「旧緊急時避難準備区域」と同様の考え方に基づき実施されるべきであり、現在検討されている財物賠償と併せて、公平性を損なうことなく賠償を実施するよう、強く申し入れます。

(3) 本市に対する迅速かつ適正な賠償

福島第一原子力発電所事故により生じた原子力損害のうち、本市企業会計（水道、病院）については、東京電力(株)に対し、それぞれ賠償請求を行いましたが、迅速かつ適正な賠償に向けて対応されるとともに、今後本市が本件事故に伴って実施する様々な業務・事業についても確実に賠償対象とするよう、責任をもって対応されることを強く申し入れます。